

○霧島市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「政令」という。)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)及び霧島市手数料条例(平成17年霧島市条例第75号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)で使用する用語の例による。

(性能向上計画認定の申請に係る助言等)

第3条 市長は、法第34条第1項の規定による認定の申請(以下「性能向上計画認定申請」という。)をしようとする者(以下「計画認定申請者」という。)から計画認定申請書が提出された場合は、必要に応じて、計画認定申請者に対し、認定に関する助言、指導又は指示をすることができる。

(性能向上計画認定申請に係る図書)

第4条 省令第23条第1項に規定する市長が認める図書は、別表第1に掲げるものとする。

(建築基準関係規定の審査を申し出る場合)

第5条 計画認定申請者は、性能向上計画認定申請に併せて法第35条第2項に規定する建築基準関係規定への適合に関する審査を申し出る場合は、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1部及び副本2部を提出しなければならない。

2 計画認定申請者が、前項の審査を申し出る場合において、性能向上計画認定申請に係る計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含むときは、同条第7項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。

3 市長は、法第35条第3項の規定により、同条第4項において準用される建築基準法第18条第3項に規定する確認済証の交付を受けて性能向上計画の認定をする場合は、省令第25条第2項に規定する図書に当該確認済証の写し及び確認申請書の副本を添えて、計画認定申請者に通知するものとする。

(確認申請書との整合)

第6条 市長は、性能向上計画認定申請に係る計画に関し、建築基準法第6条の2第1項に規定する確認済証が同法第6条第1項に規定する確認済証とみなされるときは、当該

確認済証に添付された図書の内容と計画認定申請の内容の整合性について、照合等を行うものとする。

(計画認定しない旨の通知)

第7条 市長は、第3条に規定する計画認定申請書の内容が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(第1号様式)により申請者に通知するものとする。

(計画認定の変更申請)

第8条 法第36条第1項に規定する計画の変更申請(以下「認定の変更申請」という。)については、第3条及び第5条から前条までの規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「法第35条第2項」とあるのは「法第36条第2項において準用される法第35条第2項」と、同条第3項中「法第35条第3項」とあるのは「法第36条第2項において準用される法第35条第3項」と、第7条中「法第35条第1項各号」とあるのは「法第36条第2項において準用される法第35条第1項各号」と読み替えるものとする。

2 法第36条第1項に規定する認定建築主(以下「認定建築主」という。)は、省令第26条各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(取下届等)

第9条 計画認定申請者は、性能向上計画認定申請又は認定の変更申請を取り下げようとするときは、取下届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 認定建築主は、法第35条第1項(法第36条第2項において準用される場合を含む。)の規定による認定(以下「性能向上計画認定等」)を受けた建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届(第4号様式)に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 認定建築主は、前項の届出を行う場合は、事前に市長と協議しなければならない。

(証明書の交付)

第10条 性能向上計画認定等を受けていることについての証明を受けようとする者は、証明願(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第11条 市長は、法第37条の規定により、認定建築主に対し、適合状況報告書(第6号様式)により報告を求めることができる。

2 認定建築主は、性能向上計画認定等を受けた建築物の工事が完了したときは、速やかに建築完了報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第12条 市長は、法第38条に規定する命令を行うときは、認定建築主に対し、改善命令書(第8号様式)により通知するものとする。

(計画認定の取消し)

第13条 市長は、法第39条の規定により性能向上計画認定等の取消しを行ったときは、認

定取消通知書(第9号様式)により認定建築主に通知するものとする。

(基準適合認定の申請に係る助言等)

第14条 市長は、法第41条第1項の規定による認定の申請(以下「基準適合認定申請」という。)をしようとする者(以下「基準適合認定申請者」という。)から適合認定申請書が提出された場合は、必要に応じて基準適合認定申請者に対し、認定に関する助言、指導又は指示をすることができる。

(基準適合認定申請に係る図書)

第15条 省令第30条第1項に規定する市長が認める図書は、別表第2に掲げるものとする。

(適合認定しない旨の通知)

第16条 市長は、第14条に規定する適合認定申請書の内容が建築物のエネルギー消費性能基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(第10号様式)により基準適合認定申請者に通知するものとする。

(取下届等)

第17条 基準適合認定申請者は、基準適合認定申請を取り下げようとするときは、取下届(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第18条 法第41条第1項に規定する認定を受けていることについての証明を受けようとする者は、証明願(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(適合認定の取消し)

第19条 市長は、法第42条の規定により、法第41条第2項に規定する基準適合認定の取消しを行ったときは、適合認定取消通知書(第13号様式)により同条同項により認定を受けた者に通知しなければならない。

(報告の徴収)

第20条 市長は、法第43条の規定により、法第41条第2項に規定する基準適合認定を受けた者に対し、適合状況報告書(第14号様式)により報告を求めることができる。

(台帳の整備)

第21条 市長は、性能向上計画認定等を受けた建築物及び法第41条第3項に規定する基準適合認定建築物に関する台帳を整備し、認定等、報告及び届出等の事項を記録しなければならない。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1 (第 4 条関係)

事項	省令第 1 条第 1 項の規定により市長が必要と認める図書
建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をする場合	法適合確認書(第15号様式)
評価機関等による技術審査を受け、法第35条第 1 項各号に掲げる基準に適合する旨の適合証の交付を受けた場合	左欄に掲げる適合証

別表第 2 (第15条関係)

事項	省令第 1 条第 1 項の規定により市長が必要と認める図書
建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する場合	法適合確認書(第15号様式)
評価機関等による技術審査を受け、法第41条第 2 項に規定する基準に適合する旨の適合証の交付を受けた場合	欄に掲げる適合証